

20 漁 第 178 号  
20 建企 第 308 号  
平成 20 年 8 月 4 日

(社)長崎県建設業協会  
(社)長崎県中小建設業協会  
(社)長崎県造園建設業協会  
(社)長崎県ほ装協会  
(社)長崎県工務店連合会  
(社)長崎県下水道建設業協会  
(社)長崎県管工事協会  
(社)長崎県港湾漁港建設業協会  
(社)長崎県建造物解体工業界  
(社)長崎県トンネル協会

会長 様

長崎県水産部長

長崎県土木部長

長崎県水産部及び土木部における「長崎県特定建設工事  
共同企業体取扱要領」の運用について（通知）

長崎県が発注する建設工事の共同請負施工による場合の取扱いについては、「長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領」（平成6年8月29日付け6監第171号。以下、「JV取扱要領」という。）により定められているところですが、今般、長崎県水産部及び土木部では、下記のとおりその運用を定めましたので、通知します。

つきましては、貴下会員の皆様への周知徹底方よろしく申し上げます。

記

1. 理由

年々、公共事業費が減少していく中で、共同請負施工により、県内建設業者の育成と経済的地位向上をさらに推し進める必要があるため。

また、JV取扱要領の対象工事において、さらなる競争性を確保するため。

2. 対象工事

長崎県水産部及び土木部が所管する建設工事

3. 土木一式工事において、共同企業体に発注できる大規模な工事

JV取扱要領3.(3)の規定にかかわらず、以下のとおり取り扱う。

- ・土木一式工事 3億円程度以上のもの

4. 単体企業と共同企業体との混合による入札について

工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事においても単体で施工できる業者がいると認められるときには、単体企業と特定建設工事共同企業体との混合による入札とすることができるものとする。

5. その他

この運用に定めがないものについては、JV取扱要領のとおり取り扱う。

6. 施行日

平成20年8月11日以降に入札公告する建設工事に適用する。

7. 問い合わせ先

長崎県 土木部 建設企画課 公共工事契約指導班

・電話番号 : 095 - 894 - 3027

・FAX番号 : 095 - 894 - 3461

・メールアドレス : s08080@pref.nagasaki.lg.jp